

11月「児童虐待防止月間」

問 子育て支援課 ☎56-0633

記事ID 1478

[HPを見る](#)



【児童虐待とは】

- 1 身体的虐待：殴る、蹴る、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
- 2 性的虐待：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
- 3 ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
- 4 心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など

子育てに悩んだら、ご近所で虐待があるのではないかと思ったら、ご相談ください。

【相談窓口】

- ◎ 家庭児童相談室 専用電話 ☎63-9500 (平日 9:00 ~ 17:00)
 - ◎ 子育て支援課 電話 ☎56-0633 (平日 8:30 ~ 17:15)
 - ◎ 愛知県中央児童・障害者相談支援センター 電話 ☎052-961-7250 (平日 8:45 ~ 17:30)
 - ◎ 児童相談所全国共通ダイヤル 電話 ☎189 (24時間対応窓口)
- [189]へかけると、お近くの児童相談所につながります。

DV相談

問 子育て支援課 [HPを見る](#)

☎56-0633

記事ID 4738

暴力に悩んだら、暴力を受けている人を見かけたら、一人で悩まずにすぐに相談してください。

【DV(ドメスティックバイオレンス)とは】

夫やパートナーなど近親者から受けるあらゆる形の暴力のことです。

- 1 身体的暴力：平手で打つ、足で蹴る、物で殴る、物を投げつける など
- 2 精神的暴力：大声で怒鳴る、ののしる など
- 3 経済的暴力：生活費を渡さない、仕事をするに反対する など
- 4 性的暴力：嫌がっているのに性的な行為を強要する、避妊に協力しない など

【相談窓口】

- ◎ 家庭児童相談室 電話 ☎63-9500 (平日 9:00 ~ 17:00)
- ◎ 女性相談(子育て支援課主催) 電話 ☎56-0633 (月2回、予約優先)
- ◎ 愛知県女性相談センター 電話 ☎052-962-2527 (平日 9:00 ~ 21:00、土・日 9:00 ~ 16:00)
- ◎ DV相談ナビ 電話 ☎0570-0-55210 (最寄りの相談窓口を案内します。ご相談は、各機関の相談受付時間内に限ります。)

11/12 ~ 11/25 「女性に対する暴力をなくす運動」

夫、パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

11/13 ~ 11/19 全国一斉「女性の人権ホットライン：」強化週間 [記事ID 4051](#) [HPを見る](#)

DV、セクハラ、ストーカー行為といった女性に関する人権問題について、相談をお受けします。
「女性の人権ホットライン」相談専用電話番号 0570-070-810(期間中：平日 8:30 ~ 17:15)